

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年10月12日

「住基ネットに関する事務に係る特定個人情報保護評価書 (案)」に関する意見募集の実施について

県では、住民基本台帳ネットワークに関する事務について、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民の信頼を確保する目的として行う「特定個人情報保護評価」の案をとりまとめました。

評価の実施にあたり、多くの県民の皆様の御意見を反映するため、下記のとおり御意見を募集します。

記

1 特定個人情報保護評価制度の概要

特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有する事務では、マイナンバー法^(※注1)第28条に基づき、特定個人情報保護評価をすることとされています。

特定個人情報保護評価とは、事前に特定個人情報の漏えい等の危険性及びその影響に関するリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置について評価し、公表する制度です。

デジタル手続法^(※注2)の施行により、住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤とする「附票連携システム」が新たに整備されます。「附票連携システム」においては、個人番号を利用・提供する場合があるため、個人情報保護委員会が定める規則及び指針に基づき特定個人情報保護評価の再実施を行うこととされており、再実施に当たっては、広く国民の意見を求めることとされていることから、今回の意見募集を行うものです。

(※注1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

(※注2) 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」

2 意見募集期間

令和5年10月12日（木曜日）から令和5年11月13日（月曜日）まで
（当日消印有効）

3 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/mynumber/pia.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

・埼玉県企画財政部情報システム戦略課（県庁第2庁舎10階）

【平日午前8時30分～午後5時15分】

4 意見の提出方法

（1）記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 様式は自由です。

（2）提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 住基ネット・マイナンバー担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-824-5843

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 住基ネット・マイナンバー担当あて

ウ 電子メールの場合

E-mail a2290-22@pref.saitama.lg.jp

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 住基ネット・マイナンバー担当あて

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「住民基本台帳ネットワークに関する事務の評価書に対する意見」としてください。

5 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた御意見を考慮して、評価書を作成します。
- (2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。(プライバシーに関する内容を除きます。) なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却は、いたしませんので御了承ください。
- (4) 作成した評価書については、令和5年12月下旬に県ホームページにて公開予定です。

6 問い合わせ先

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 住基ネット・マイナンバー担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2264 (直通)

ファックス 048-824-5843

E-mail a2290-22@pref.saitama.lg.jp